知事コメント (抗告訴訟控訴審判決について)

埋立承認取消処分を取り消した国土交通大臣の裁決の取消し を求めて県が提起した抗告訴訟について、本日、控訴審判決が 福岡高等裁判所那覇支部において言い渡され、本件訴訟が裁判 所の審理対象ではないとして、県が行った控訴を棄却する判断 が示されました。

本件訴訟において、県は、違法な裁決の取消しを求め、県が 適法に訴えを提起できることについて、行政法学者の意見等を 踏まえながら丁寧に主張し、原判決や国の主張には誤りがある ということを強く訴えてまいりました。

しかしながら、今回の判決は、県の承認取消処分を取り消した裁決が、自治権の侵害であるとの県の主張に対して、沖縄防衛局は国の機関であるにもかかわらず、埋立承認を巡る関係においては、沖縄県知事は公権力を行使する行政庁、沖縄防衛局は一般私人の関係にあるとし、本件訴えに係る沖縄県の原告適格を否定しました。

結果として、今回の判決においても、裁判所は、本件訴訟が 裁判所の審理対象ではないと判断しております。

平成11年の第一次地方分権改革において、地方の自主性が最大限尊重されるべきとして、機関委任事務が廃止され、法定受託事務が設けられるなど、国と地方の関係が「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係に変わりました。

しかしながら、今回の判決は、その法定受託事務の処理に関して、地方の利益に反する場合には国の判断が優先され、そのための救済手段がないということを示したものであり、地方の自主性を切り捨てたかのようです。

繰り返し申し上げますが、国が自らの意向を地方に押し通すために、私人の権利利益の救済制度である行政不服審査制度を 用いてしまえば、地方自治は保障されなくなってしまうのであ り、国の機関である国土交通大臣が行った「身内贔屓」との批 判もある裁決が果たして本当に適切・公正な判断であったのか、 疑問だけが残ります。

辺野古埋立工事について、国は、裁決の形式を用いて県が行った承認取消しの判断を覆したにもかかわらず、当該裁決の正当性を裁判においても一切主張せず、内容の検証を殊更に避け、埋立工事の問題を県民・国民に見えないようにすることによって工事を強行し、埋立ての既成事実化を図ろうとしております。

このような異常事態に対して、司法が、この問題の本質から目をそらし、自治体の救済の途を閉ざしてしまえば、地方自治の未来に取り返しのつかないダメージを与えることになるだけでなく、司法に対する国民からの信頼そのものを失いかねないことを、強く危惧しております。

そして政府は、県が行った変更承認申請に対する不承認処分に対して、再び審査請求を行いました。公平・公正を期すため、司法などの第三者を介してその是非を争うことのできる手段が他にあるにもかかわらず、政府が審査請求を選択したことの意味を、県民・国民の皆様、そして全ての地方自治体におきましても、真剣に考えていただきたいと思います。

私としては、今回の判決は納得できるものではありませんが、 今後の訴訟方針につきましては、判決の内容を精査した上で、 上訴を含めた対応について検討してまいりたいと考えておりま す。

> 令和3年12月15日 沖縄県知事 玉城 デニー